

令和3年第7回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和3年7月9日（金）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 田村 星 寿

2番 中野 栄

3番 嶺岸 勝 志

4番 三須 清 一

5番 大井 栄 一

6番 大炊 三枝子

7番 成島 誠

8番 川村 泉 治

9番 宮久保 勝

10番 根本 博

4. 出席事務局職員

局 長 増 田 浩四郎

庶務係長 遠 藤 幸 廣

農地係長 富 塚 隆 則

主任主事 片 桐 圭 悟

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判定について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出書について

報告第3号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について

三須清一会長 ただいまから令和3年第7回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

6番 大炊三枝子委員

9番 宮久保勝委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」5件。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」中間管理機構9件。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」1件。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判定について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

なお、整理番号1番から5番のうち整理番号1番から4番については、譲受人が同一人で権利内容も同一のため、一括審議したいと思います。

また、整理番号5番は〇〇委員が譲受人となっております。〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年7月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,090平方メートルの賃借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南東側約690メートルに位置しています。位置図は、議案資料の6ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇の方です。農業経営規模を継続するため、利用権設定期間が満了した農地について新たに農地法第3条で賃借権を設定するものです。

整理番号2番の申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、合計2筆、合計面積は806平方メートルの賃借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南東側約570メートルに位置しています。位置図は、議案資料の6ページを御覧ください。

譲渡人は〇〇の方です。農業経営規模を継続するため、利用権設定期間が満了した農地について新たに農地法第3条で賃借権を設定するものです。

整理番号3番の申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は991平方メートルの賃借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南東側約683メートルに位置しています。位置図は、議案資料の6ページを御覧ください。

譲渡人は〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、自宅から近く、耕作に便利な農地の賃借権を設定するものです。

整理番号4番の申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は495平方メートルの賃借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南東側約680メートルに位置しています。位置図は、議案資料の6ページを御覧ください。

譲渡人は〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、自宅から近く、耕作に便利な農地の賃借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号1番から4番について、調査結果を報告します。

譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

整理番号1番から4番の譲受人の経営耕地面積は、借受地のみ約0.55ヘクタールで、農業従事日数は、本人と妻が年間300日です。トラクター、農用自動車等をそろえています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も

満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から整理番号4番の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

整理番号1番から4番について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番から4番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号整理番号5番について審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。議案資料は12ページからとなります。

整理番号5番の申請地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,242平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の北側約710メートルに位置しています。位置図は、議案資料の14ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、自宅から近く、耕作に便利な農地の所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号5番について、調査結果を報告します。

譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地を含め約2.29ヘクタールで、農業従事日数は、本人と妻が年間200日です。トラクター、コンバイン等をそろえています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も

満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号5番の質疑に入ります。

なお、〇〇委員は譲受人となっています。先ほど申しましたとおり、〇〇委員は農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので、退室していただきます。

(〇〇委員退室)

5番に対する御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号5番については原案どおり許可することに決定いたしました。

〇〇委員を入室させてください。

(〇〇委員入室)

三須清一会長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画（案）について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年7月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は18ページからとなります。

なお、整理番号1番から9番の権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会と同一のため、整理番号2番からの説明は省かせていただきます。

整理番号1番の賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑3筆、合計面積は802平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を

受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たり〇万円相当の野菜です。

整理番号2番の賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田3筆、〇〇〇〇字〇〇〇地先の登記地目堤、現況地目田1筆、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田2筆、合計6筆、合計面積は2,708平方メートルです。転貸を受ける者は〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号3番の賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は1,067平方メートルです。転貸を受ける者は〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号4番の使用賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は5,577平方メートルです。転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号5番の賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,783平方メートルです。転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

整理番号6番の賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,937平方メートル。転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

整理番号7番の賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、合計2筆、合計面積は1,490平方メートルです。転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

整理番号8番の賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は2,094平方メートルです。転貸を受ける者は有限会社今井興業ライスセンターで、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号9番の賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇〇地先の地目田1筆、合計2筆、合計面積は3,916平方メートルです。転貸を受ける者は株式会社山崎フロンティア農場で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から、議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第2号整理番号1番の転貸を受ける者の経営面積は、自作地のみ約2.45ヘクタールで、農業従事日数は、本人と父が年間300日、母が250日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等を一通りそろえています。

整理番号2番、3番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約2.93ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が100日です。トラクター、農用自動車、コンバイン等を一通りそろえています。

整理番号4番の転貸を受ける者の経営面積は、自作地のみ約0.55ヘクタールです。

整理番号5番から7番の転貸を受ける者の経営面積は、自作地のみ約0.52ヘクタールです。耕運機、農用自動車をそろえています。

整理番号8番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約32.98ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、父が253日、母が100日、妻が45日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

整理番号9番の転貸を受ける者の経営面積は、自作地のみ約36.12ヘクタールで、農業従事日数は、本人と役員1名が年間280日、役員1名が250日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、転貸を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページをお開きください。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年7月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は36ページからとなります。

生産緑地の指定を受けていた農地の主たる農業従事者が高齢のため農業に従事することが困難なことから、生産緑地法第10条の規定により、買取りの申出を市へ申請するため、主たる従事者証明を求めるものです。なお、医師の診断書を頂いています。

買取り申出を行う生産緑地は、申出人が平成31年に相続により姉から引き継いだ農地で、所在地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は1,165平方メートルです。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側約364メートルに位置しています。位置図は、議案資料の37ページを御覧ください。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第3号について、調査結果を報告します。

申出人の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

農業の主たる従事者であった申出人の母は、これまで農地を管理していましたが、101歳と高齢なため、農業に従事できなくなりました。現地はいつでも耕作できる状況に管理されております。なお、申出人からの聞き取りにより買取り申出事由が生じた者は、農業の主たる従事者として該当農地を管理していたとのことです。

以上を基に、第1調査会では、農業の主たる従事者が以前から農地を適正に管理していたと判断し、全員一致で農業の主たる従事者について証明相当と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」採決します。

生産緑地に係る農業の主たる従事者について証明をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり証明することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第4号「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」審議したいと思います。

なお、整理番号1番から9番まで一団の土地で同一の内容のため、一括で審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の9ページをお開きください。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判定について」。

下記のとおり、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年7月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は38ページからとなります。

議案第4号は、総会前に御説明した国からの通知によるものです。

当該地は、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地としてB分類されている農地になります。事務局で事前に現地確認を行い、調査会で御審議いただいた上で非農地としてお諮りするものです。

当該地は、〇〇〇〇〇から北側約1,640メートルに位置しており、整理番号1番から9番まで一団の土地で、現況は森林の様相を呈しており、いずれも農地に復元することが著しく困難なため、非農地について審議するものです。

整理番号1番から9番の所在地は、〇〇字〇〇〇地先の登記地目畑、現況地目山林、合計9筆、面積は、1番が426平方メートル、2番が1,279平方メートル、3番、4番、5番、6番が426平方メートル、7番が403平方メートル、8番が373平方メートル、9番が370平方メートル、合計面積4,555平方メートルの市街化調整区域内の土地の判定です。土地の名義人は、いずれも〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第4号について、調査結果を報告します。

第1調査会で現地を確認し、審議しました。

当該地は樹木が繁茂しており、森林の様相を呈している状況です。農地として復元することが困難であることを確認できました。

第1調査会では、議案第4号は全員一致で非農地と判断しました。
以上です。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり非農地として判断することとしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は、第1号から第3号までの3件です。

報告第1号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、10件受理しました。届出事由は、住宅が9件、駐車場が1件です。

報告第2号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件受理しました。届出事由は相続です。

報告第3号は、「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」で、1件受理しました。あっせんの状況は買受希望です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から第3号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和3年第7回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

会 長

署名人

署名人